

これからの高等学校教育のあり方に関する提言

【ポイント】

- 高等学校の魅力化・特色化を推進するため、各学校における、より柔軟なカリキュラム編成を可能にすること。
- 適切な修業年限を保障するため、高等学校の修業年限の柔軟化を進めること。
- 全ての大学に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築するよう働きかけるなど、高大連携を一層促進すること。
- オンライン教育と対面指導のベストミックスを進めるため、ICTを活用した教育やオンライン教育の検証に取り組むとともに、生活困窮家庭の通信費等に対する支援や18歳以下の子どもがいる世帯の通信費の値下げの要請を行うこと。

(前文)

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とし（学校教育法第50条）、義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業した生徒の大部分が進学する教育機関である。

また、義務教育において育成された資質・能力を発展させながら、生徒の多様なニーズに応じた公正で個別最適な学びと協働的な学びを実現し、高等教育機関や実社会との接続機能を果たす役割がある。

デジタル社会の進展や人口減少など、社会の構造的な変化の中で、高等学校がこうした役割を十分に果たすためには、学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施できるよう都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高め、学校現場がリーダーシップを発揮しながら、多様で柔軟な教育活動を展開することが必要である。

「高等学校の魅力化や特色化」、「高等学校の卒業時期や修業年限の柔軟化」、「学校間連携の促進」、「オンライン教育と対面指導のベストミックス」を進めることにより、生徒一人ひとりにこれからの時代に必要な資質・能力を育成することができるよう、以下の事項を提言する。

- 1 各高等学校における、より柔軟なカリキュラム編成を可能にするため、
 - (1) 学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを可能とする教育課程特例校制度について、指定要件の柔軟化、申請手続きの簡素化、好事例の周知などにより、一層の活用促進を図ること
 - (2) SSH等の先進的な取組に対する財政支援を継続すること
 - (3) 校長がリーダーシップを発揮して、各学校が履修要件の緩和と修得主義の推進を図り、公正で個別最適な学びと協働的な学びを実現することができるよう、そうした取組が望ましいとの姿勢を国として明確に示すこと
 - (4) 学校外学修の単位認定について、可能となる対象の範囲を拡大するとともに、いわゆる「みなし単位」として与えることができる単位数の合計は36を超えないとされている上限を撤廃すること
- 2 教職員の確保、地域・企業・大学等で活躍する多様な人材の活用、新しい時代にふさわしい学習空間・環境の整備など、都道府県や市町村等の取組に対する人的・財政的支援を充実すること
- 3 生徒の学習状況等により適切な修業年限が保障されるよう、学校教育法を改正し、高等学校の修業年限をすべての課程について「三年以上」とすること
- 4 学校間連携による多様なプログラムの提供や必要なりソースのシェアが促進されるよう、モデル校を指定し、モデル事業による取組の推進及び成果の全国展開を図ること
- 5 国が、すべての大学等に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築することを働きかけ、高校生が大学入学前に大学の高度な授業を受講するとともに、入学後、大学の単位に組み入れることを可能に

するなど、高等学校教育と大学教育の連携を一層促進すること

- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国一斉の臨時休業を契機に実施されたオンライン教育について、各学校の創意工夫や状況に応じて取組が進められるよう、「原則受信側の教室等に当該学校の教員を配置すること」、「対面により行う授業を相当の時間数行うこと」などの遠隔授業における要件の緩和や見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の予防のため、高校段階においても少人数学級により生徒間の十分な距離を確保できるよう、施設や教職員配置の在り方について見直しを行うこと
- 7 国において、大学等と連携し、ICTを活用した教育やオンライン教育の効果測定や検証に取り組み、科学的エビデンスを得ること
- 8 ナショナルミニマムの観点から、義務教育と同様に高等学校においても、全ての生徒を対象とした高校段階にふさわしい仕様の1人1台端末の確実な整備を進めるため、特に生活困窮家庭の端末購入費や通信費については、十分かつ恒常的な財政措置により、継続的に支援するとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。また、18歳以下の子どもがいる世帯の通信費を値下げするよう、国として通信事業者に要請すること

令和3年6月10日

全 国 知 事 会